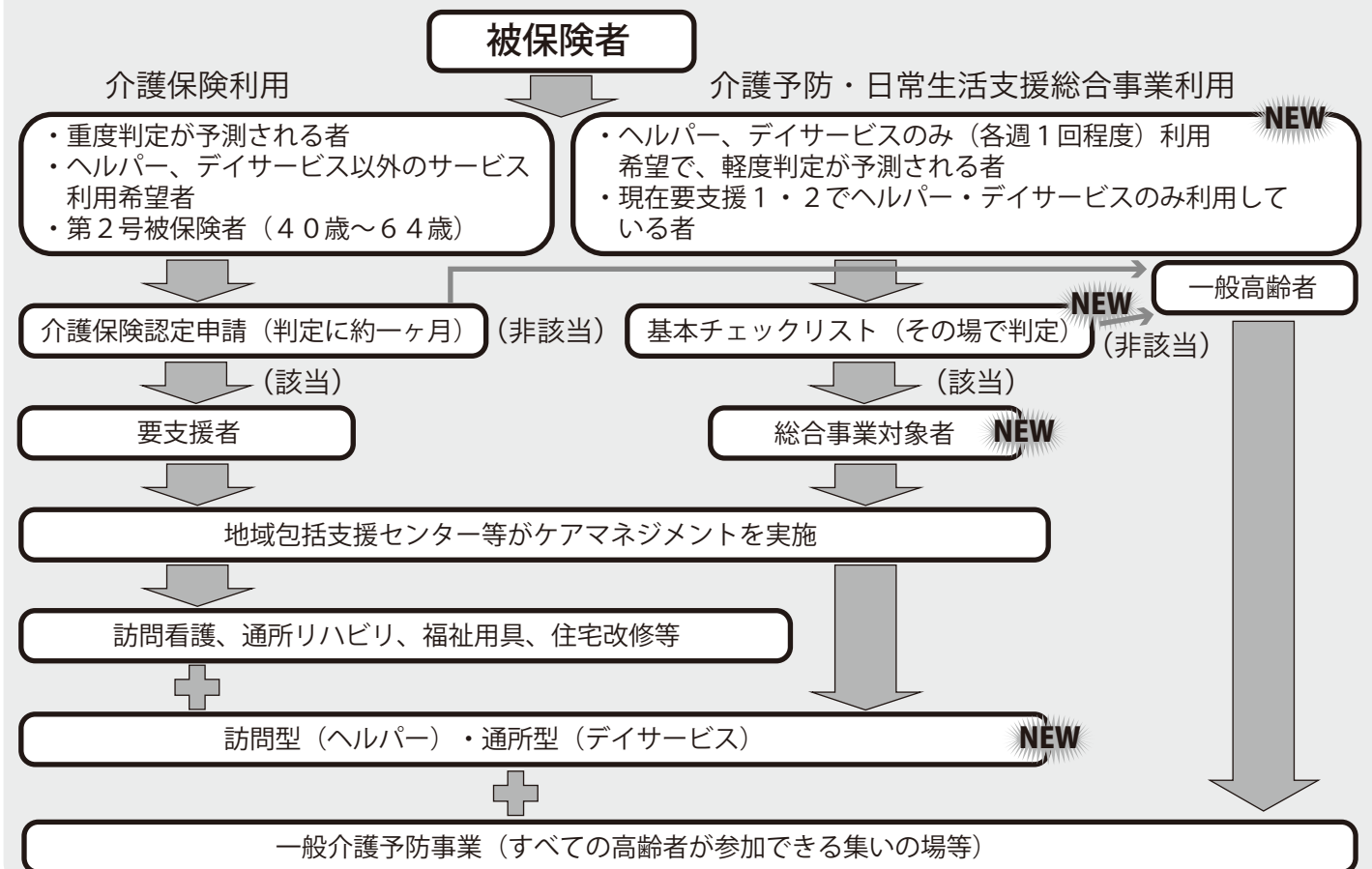


介護予防・日常生活支援総合事業が10月から始まります

介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・

- 65歳以上の高齢者の方ができるだけ介護を要する状態にならずに自立して暮らし続けられるよう、介護予防や生活支援のためのサービスを行う事業です。
- 基本チェックリストで判定を行い、該当になった方が「ヘルパー」及び「デイサービス」を利用できます。介護認定は判定が出るまで約1ヶ月かかっていましたが、基本チェックリストはその場で判定ができます。
- 現在要支援1・2で「ヘルパー」及び「デイサービス」のみ利用している方は、介護認定更新時に担当ケアマネジャーから説明を受け順次移行します。

介護サービス利用までの流れ



問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係（本庁内線252）／地域包括支援センター（52）0001（支所内線143）

築上町高齢者在宅福祉サービス その5

築上町では在宅での介護や介護予防のため、さまざまな高齢者在宅福祉サービスを実施しています。このコーナーでは連載で、高齢者在宅福祉サービスを紹介しています。

生活管理指導員派遣事業（ホームヘルパー派遣）

＜事業目的＞ 訪問により、日常生活に対する指導や支援を行い、できるだけ住み慣れた場所で心豊かに暮らすこと、要介護状態への進行予防等を目的とします。

＜対象者＞ おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で、介護保険の認定（要支援以上）を受けていない方

＜利用回数等＞ 週1回、1時間未満

＜利用料＞ 1回230円（生活保護世帯 免除）

＜サービス内容＞ 掃除・洗濯・調理・整理整頓・生活必需品の買い物・薬取り・関係機関との連絡・調整・相談・助言

＜事業所＞

- ・自愛の家（築上町社会福祉協議会）
- ・やすらぎホームヘルプステーション（まもる会）
- ・さくらんぼ（福岡県農業協同組合）
- ・愛翠苑ホームヘルプサービス（若杉会）

問い合わせ 福祉課 高齢者福祉係
（本庁内線252）